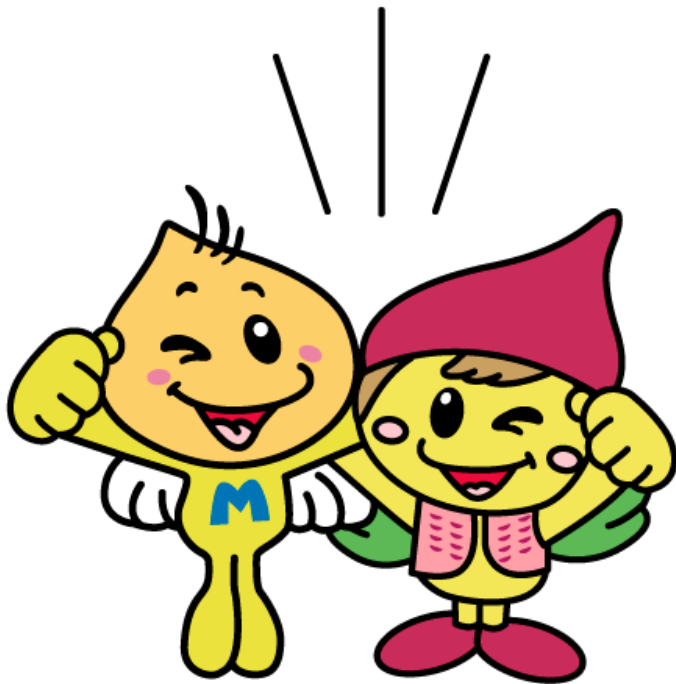


平成29年10月1日

三芳町いじめ防止等の ための基本的な方針



目次

はじめに	3
第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項.....	4
1 いじめの定義（条例第2条）	4
2 いじめ防止等の対策に関する基本理念（条例第3条）	4
3 三芳町いじめ防止基本方針策定の目的.....	5
第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項.....	6
1 いじめ防止等のための組織体制	6
2 町が実施する施策	6
【図1】いじめ防止等のための各組織の機能	10
3 学校が実施すべき施策	11
【図2】三芳町学校いじめ対応マニュアル(全体図)	22
4 保護者の役割.....	23
5 児童等の役割.....	23
6 町民等の役割.....	23
第3章 重大事態への対処	24
1 重大事態への対処の流れ.....	24
2 学校による調査.....	25
3 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置.....	28
【図3】重大事態への対処の流れ.....	30
第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項.....	31
参考資料	32
学校いじめアンケート 児童生徒／保護者	32
いじめ早期発見チェックリスト	34
相談窓口一覧.....	35

はじめに

いじめは、決して許される行為ではありません。いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりか、その生命又は身体にも重大な危険を生じさせるものです。

いじめを防止するためには、「いじめを絶対に許さない」という強い信念と、いじめは、いつでもどこにおいても起こり得るということ、どの子どももいじめの被害者にも加害者にもなり得るという認識のもと、町、学校、保護者、町民等が連携してきずなを深め、社会総がかりで取り組んでいかななくてはなりません。いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然として指導していくことが必要です。

三芳町では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、国及び埼玉県のいじめの防止等のための基本的な方針を参酌し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「三芳町いじめのないまちづくり条例」（平成28年条例第26号。以下「条例」という。）及び条例第10条に基づく「三芳町いじめ防止等のための基本方針」（以下「三芳町いじめ防止基本方針」という。）を定めました。

条例において、いじめ防止等に関する基本理念を示すとともに、三芳町いじめ防止基本方針では、町の実情に応じ、いじめ防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に示しました。また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組や、町におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定めました。

条例及び三芳町いじめ防止基本方針をもとに、いじめの防止等の取組を町全体で円滑に推進し、すべての子どもの健全育成及びいじめのない子ども社会の実現を目指します。

平成29年10月1日

三 芳 町

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義（条例第2条）

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめの態様】（国の基本方針より）

- ・冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことを書き込みされる など

2 いじめ防止等の対策に関する基本理念（条例第3条）

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめを絶対に許さないという強い信念の下、主体的にいじめの問題を解決する実践力を身に付けた児童等の育成を目指して行われなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、町、町立学校、町民、保護者及びその他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

【いじめの理解】

- ・いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ・いじめは、人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である。
- ・いじめは、子どもが被害者にも加害者にもなりうる場合がある。
- ・いじめは、見ようとしなければ見えない行為である。
- ・いじめは、いじめられる側にも問題があるという考え方では解決できない。

- ・いじめは、加害者、被害者の二者の関係だけでなく、観衆、傍観者の存在など集団全体に関わる問題である。
- ・いじめは、学校、家庭、地域が一体となって取り組むべき問題である。
- ・いじめは、いじめに関わった全ての人の将来にわたって影響をもたらすものである。

3 三芳町いじめ防止基本方針策定の目的

三芳町いじめ防止基本方針は、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにし、町全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会を実現することを目的とする。そのために、法及び条例により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めるものである。

第2章 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめ防止等のための組織体制

(1) 「三芳町いじめ問題対策連絡協議会」の設置（条例第12条第1項）

いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「三芳町いじめ問題対策連絡協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

協議会の委員は、学校教育、いじめの防止等に関係する機関又は団体・関係行政機関・その他の関係者とする。

協議会は、以下の事項について協議を行う。

- ①いじめ防止等に関する施策の推進に関すること。
- ②いじめ等の問題の実態把握分析等に関すること。
- ③小・中学校、いじめ防止等に関係する機関又は団体等との連携に関すること。

(2) 「三芳町いじめ防止対策推進委員会」の設置（条例第12条第3項）

連絡協議会との円滑な連携の下に、三芳町いじめ防止基本方針に基づく町におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、「三芳町いじめ防止対策推進委員会（以下「推進委員会」という。）」を設置する。

推進委員会の委員は、教育、心理、福祉、法律等に関する知識及び経験を有する者から参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努める。

なお、条例第13条第2項に規定する重大事態にかかる調査を学校の設置者として教育委員会が行う場合、この推進委員会を、調査を行う組織とする。

推進委員会は、次に掲げる事項について調査・審議する。

- ①いじめの防止等のための対策に関すること。
- ②いじめ防止等のための対策に関わる関係者の連携に関すること。
- ③条例第2条第8項に規定する重大事態に関すること。
- ④三芳町いじめ防止基本方針に定める内容の点検及び見直しに関すること。

2 町が実施する施策

(1) いじめの未然防止

- ①いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。
- ②いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう人権擁護機関等の関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制を整備する。
- ③教職員のいじめ問題に対する指導力や教育相談技能の向上を図るとともに、教育相談をコーディネートする教職員の育成に努める。
- ④部活動の適切な活動時間や休養日の設定、外部指導者等の活用を促す等、教員が行

う業務の明確化を含む教員の負担軽減を図り、教員が児童生徒と向き合う時間の確保に努める。

- ⑤保護者が、法に規定された責務を認識し、子どもの規範意識を高めるための指導等を適切に行うことができるよう「徳育」を推進しながら、啓発活動等家庭への支援に努める。
- ⑥いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって、いじめの防止を含む教育相談に応じるスクールカウンセラーの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣されるスクールソーシャルワーカーの確保等必要な措置を講ずる。スクールカウンセラーは、児童生徒や保護者へのカウンセリングを行うとともに、自ら相談日やカウンセラーの取組等を児童生徒や保護者等に積極的に周知することに努める。
- ⑦「子育ての目安『3つのめばえ』」を活用し、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちをもって行動できるよう、幼児期からのいじめの未然防止に向けた取組を促す。
- ⑧児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。また、社会性や人間関係スキルの育成、いじめ防止のための望ましい人間関係づくりの取組を促す。
- ⑨毎年11月を「いじめ撲滅強調月間」として、家庭や地域と連携した取組を推進し、規範意識や自ら正しく判断し、責任を持って行動する力を育成する。
- ⑩児童生徒による「いじめ撲滅宣言」など、いじめの防止等に係る自発的な活動や主体的な活動を支援する。
- ⑪児童生徒と教職員の信頼関係と、自他を認め合う学校生活の中で、自己肯定感を育む。
- ⑫いじめの防止に資する活動であって、児童生徒による「いじめ撲滅宣言」など、当該学校に在籍する児童生徒が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。
- ⑬インターネットの使用に関するルールや情報モラルの教育の充実に努めるとともに、生徒が自主的にインターネットの使用に関するルールづくりを行うことを促す。
- ⑭当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるようネットアドバイザーによる「子供安全見守り講座」等の情報セキュリティ講座の中で、ネットいじめについて啓発する。

- ⑮「学校警察連絡協議会」及び「子どもを守る地域ネットワーク会議」等を通じて、警察及び関係機関といじめ防止についての情報連携及び行動連携を行う。

(2) いじめの早期発見

- ①三芳町教育相談室及び適応指導教室等、児童生徒を対象に電話等によるいじめの通報、相談体制を整備し、周知する。また、いじめを含めた電話相談を行う機関や民間団体と連携し、いじめの悩みなどを相談しやすい環境を整備する。
- ②三芳町教育相談室・適応指導教室の広報リーフレットを作成し、町内の学校を通して配付することにより、電話等によるいじめの通報・相談体制の周知を図る。
- ③いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方、その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策を実施する。
- ④学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実に努める。
- 定期的なアンケートや、個人面談等により各学校が把握したいじめに関する情報について、年3回の定例報告を受けるとともに、その取組状況等を点検・把握し、いじめのない学校づくりのための取組を促す。
 - 定期的に教育委員会の生徒指導担当指導主事による学校訪問を行い、いじめ防止のための指導及び支援を行う。
 - 県教育委員会作成の「彩の国生徒指導ハンドブック」(New I's)等を有効活用し、学校におけるいじめの防止等の取組の充実に促す。
- ⑤学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- ⑥ネット上の不適切な書き込みを見つけ出すネットパトロールを継続して実施する。

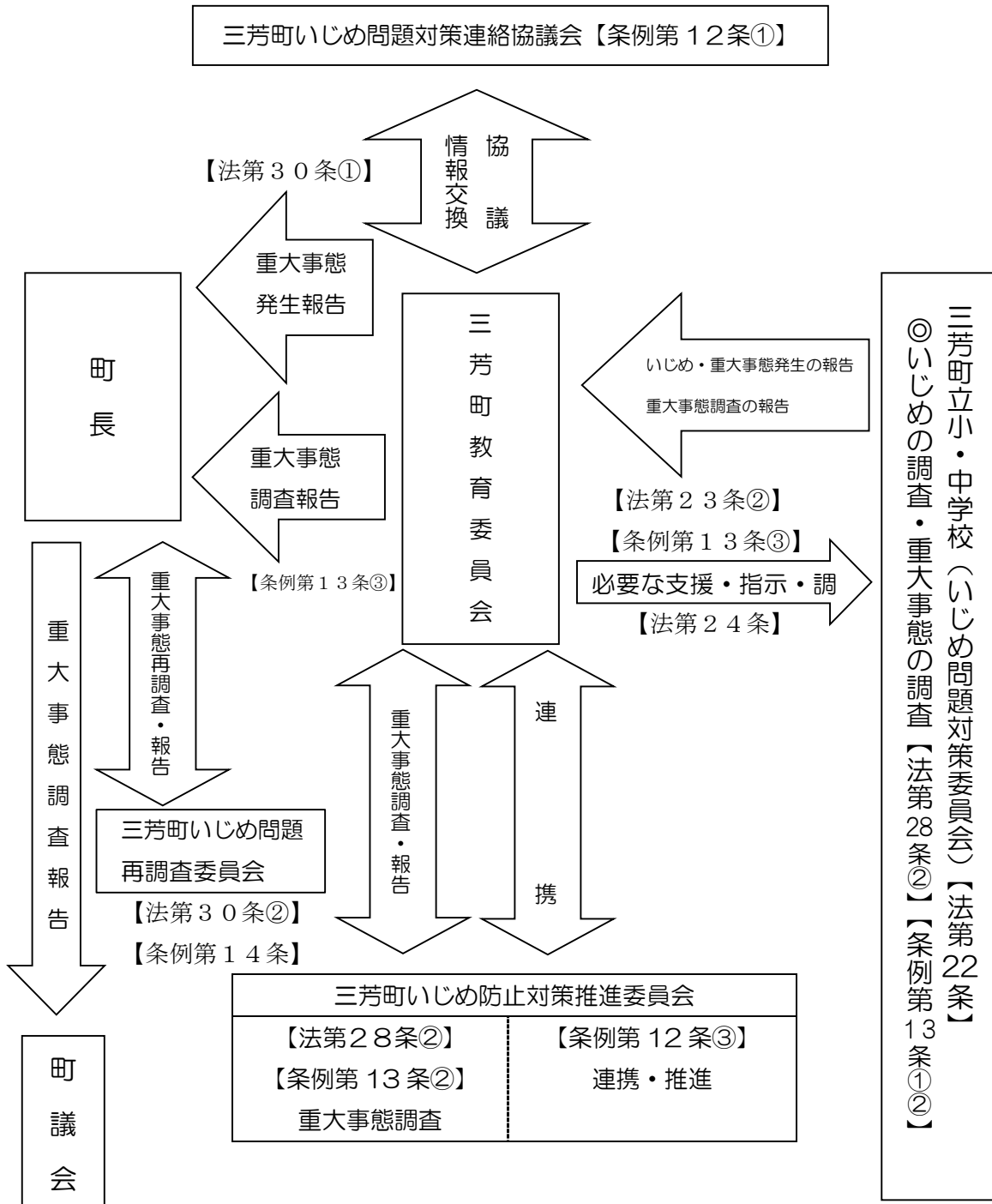
(3) いじめに対する措置

- ①スクールカウンセラーやさわやか相談員の配置及び派遣による教育相談体制を充実する。
- ②問題を抱える児童生徒の生活環境等の課題解決を図るため、スクールソーシャルワーカーを配置する。
- ③当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。
- ④いじめの報告を受けた時、必要な措置を講ずることを指導・助言し、必要に応じて調査を行うなど、学校に対する支援を行う。

(4) その他

- ①教育委員会は、法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指導・助言し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。
- ②教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。
- ③教育委員会は、学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を考慮するとともに学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行う。

【図1】いじめ防止等のための各組織の機能



【法第30条②】

【条例第15条】

3 学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国又は県、町のいじめ防止基本方針を参酌し、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校いじめ防止基本方針」という。）として定める。学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容を定める。

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

なお、策定に当っては、次の点に留意する。

- ①学校いじめ防止基本方針の中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- ②学校いじめ防止基本方針では、「早期発見・事案対処のマニュアル」を定め、それを徹底する具体的な取組を盛り込む必要がある。同時に学校いじめ対策組織の行動計画となるよう当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。
- ③いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるよう努める。
- ④学校いじめ基本方針が、当該学校の実情に則して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを盛り込んでおく必要がある。
- ⑤学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。
- ⑥策定に当って、自校の課題を洗い出し教職員や学校関係者の認識の共有を図る。

- ⑦児童生徒や保護者・地域住民・関係機関等を巻き込みながらの策定に努める。
- ⑧未然防止の観点からも、いじめに関するアンケート調査を年間複数回実施するよう努める。(ただし、アンケート調査の結果だけに頼らない。)
- ⑨11月が埼玉県におけるいじめ撲滅月間であることから、児童生徒を主体とした取組を11月にも位置付けるよう努める。
- ⑩重大事態への対処については、埼玉県基本方針を参考に迅速な対応ができるようにする。(重大事態が発生した場合のシミュレーションを全教職員で行っておく。)
- ⑪学校いじめ防止基本方針により、個々の教職員がそれぞれの教育活動の中でいつ、何をどのようにすべきかが分かり、保護者や地域がどのような協力をし、学校として児童生徒をどのように育てようとしているかが分かるようにする。
- ⑫策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度初めに児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

(2)「いじめ問題対策委員会」の設置(組織の名称は学校の判断による)

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理、福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「組織」を置くものとする。

このことにより、特定の教職員間で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することで複数の目による状況の見立てが可能となる。また、必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することなどにより、より実効のないじめの問題の解決に資することが期待される。

また、この組織は学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事大が起きたときの調査をする組織の母体となるものとする。

さらに、いじめの未然防止・早期発見の実行化とともに、教職員同志の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、児童生徒に最も接する機会や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある。このため、学校がいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実行化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるような柔軟な組織とすることが有効である。

いじめ問題対策委員会は、以下の役割を担う。

【未然防止】

ア いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒へのアンケート調査や聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

オ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

カ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

キ 学校基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

ク 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に則して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む）

また、学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組を実施する必要がある。また、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。なお、困難な学校については、必要に応じ埼玉県が実施する「いじめ・非行防止支援チーム」が組織に加わることも検討することとする。

※いじめ・非行防止支援チーム

困難ないじめ問題等を抱える学校において、学校、教育委員会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を構成員として編成する支援チームで、個々の問題に係る背景分析等を行い、情報を共有して支援計画を策定した上、各機関等の役割に基づいて専門的な支援を行い、いじめ問題等の早期対応・早期解決を図ることを目的とする。

(3) 学校におけるいじめ防止等に関する措置

学校は、教育委員会と連携して、いじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

①いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

指導に当たっては、発達の段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、

- ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと。
- ・いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること。

等についても、事例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

その他、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、いじめ問題対策委員会への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

また、未然防止の基本として、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。更に、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

ア 学級経営、学習指導の充実

【教師の言動・姿勢】

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図られるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている子どもの立場で指導・支援を行うためには、

(ア) 子どもの悩みを親身になって受け止め、子供の出すサインを、あらゆる機会を捉えて逃さない。

(イ) 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識を持って当たる。

(ウ) いじめられている子どもを守り通すことを最優先に指導・支援する。

(エ) 教師は、日常の教育活動を通して常に子どもとの信頼関係の醸成に努める。

いじめに関する事例を分析してみると、教師が直接・間接にいじめを生み出している場合がある。教師がいじめの発生に関わっている場合として、

- ・ 教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
- ・ 教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
- ・ 教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合

などがあることに十分留意する

【学級づくり】

児童生徒は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、

(ア) 児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう配慮する。

- ・ 児童生徒の気持ちを共感的に受け止める（「先生は自分の気持ちを分かってくれている」）
- ・ 居場所をつくる
- ・ 見守る（「いつもどこかで先生は見守っている」）
- ・ 基準を示す（「……してはならない」だけでなく、「こんなときにはこうするといいよ」）

(イ) いじめを許さない機運を醸成する。

(ウ) 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。

- ・ 分かる楽しさを与える（「分かった」と思えたとき、「もっと分かりたい」というエネルギーがわいてく）
- ・ 自分のよさや自分との違いのよさを認める（「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた」）
- ・ 児童生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

- ・いじめに対する「行動宣言」を行い、クラスや学校単位で「いじめを考える授業」や「いじめが起きにくいクラスづくり」などに活用し、一人一人がいじめに対して自分にできることを考えさせる。

などのポイントを押さえた学級づくりに学校を挙げて取り組む。

【学習指導】

学業不振やその心配のある子どもは、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

逆に、子どもが学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。

つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

また、道徳教育や人権教育の充実、読書活動や体験的活動の推進により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育む。

イ いじめ防止等に向けた研修の実施

全教職員が、共通理解・共通行動のもと、組織的にいじめの防止等に取り組む体制を構築できるよう、「児童生徒間のトラブルに係る事例」を含めた生徒指導に関する教員用資料を活用し、資質の向上及び指導体制の充実を図る実践的な研修を実施する。

ウ 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。そこで、学級担任等がコーディネーター役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

また、「親の学習」の推進を通して、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

エ 関係機関との連携体制の構築

学校では、「いじめ問題対策委員会」を中心に、町内外の学校、教育委員会（教育相談室）、役場関係課、警察、児童相談所、医療機関、法務局等との適切な連携体制を構築する。

オ インターネットによるいじめの防止

(ア) 教育活動全体を通して、家庭・地域との連携を図りながら、情報モラル等の育成を図る指導を意図的、継続的に実施する。

(イ) 情報手段の適切かつ主体的、積極的な活用を図る講習会を実施し、保護者の参

加も募る。

(ウ) 情報モラル教育に関する教職員研修の実施や指導資料の開発、保護者への啓発資料の作成・配布に努める。

(エ) P T Aと連携し携帯電話やスマートフォン等の使用についてのルール作りを行う。

②いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

各学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。

アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らS O Sを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとって多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

また、児童生徒に対し、いじめられていることを誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させることも重要である。

ア 実態把握

(ア) 日常の観察。

「彩の国 生徒指導ハンドブック」にある「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、該当する項目があれば児童生徒に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。

(イ) 児童生徒、保護者に対する定期的ないじめに関する調査の実施。

(ウ) 生活ノートや相談カードの活用。

(エ) 個人面談、家庭訪問、教育相談週間（日）の実施。

(オ) 保護者、地域住民からの情報収集。

イ 相談体制の充実

(ア) 校内体制の確立。

「彩の国 生徒指導ハンドブック」にある「いじめの見極めと状況別対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。

(イ) 教職員の情報の共有化。

(ウ) 学校間、教育委員会（教育相談室）、役場関係課、関係機関との連携。

(エ) 学警連、非行防止ネットワーク会議等における情報交換。

(オ) 国、県、町のいじめ相談窓口のガイダンス。

ウ 組織的対応

(ア) いじめ問題対策委員会による取組。

「彩の国 生徒指導ハンドブック」にある「いじめの取組のチェックポイント」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。

③いじめに対する措置

いじめに対する措置を行うに当たっては、まず、教職員全員でいじめ問題に取り組む体制を作ることが重要である。

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ問題対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。教員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全ていじめ問題対策委員会に報告・相談する。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ問題対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

いじめ問題対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努め、事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、こ

れらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめ問題対策委員会へ情報共有することは必要となる。

ア いじめの発見・通報・相談を受けたときの対応

- (ア) いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場で直ちにその行為を止めさせる。
- (イ) いじめについての相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- (ウ) 発見・通報・相談を受けた教職員はいじめ問題対策委員会へ速やかに報告し、いじめに係る情報を共有する。
- (エ) 関係児童生徒から事情を聞き取り、いじめの事実の有無を確認する。
- (オ) 校長は、教育委員会、被害・加害児童生徒の保護者に事実確認の結果を連絡する。
- (カ) 重大事態発生の場合は、ためらうことなく、警察等と連携して対処する。

イ いじめられた児童生徒及びその保護者への支援（「彩の国 生徒指導ハンドブック」参照）

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

- (ア) いじめられた児童生徒から事実関係の聞き取りを行い、保護者に連絡する。
- (イ) 複数の教員の配置や見守り活動を行うなどして、いじめられた児童生徒の安全を確保する。

ウ いじめをした児童生徒への指導及びその保護者への対応（「彩の国 生徒指導ハンドブック」参照）

いじめの内容や関係する児童生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

- (ア) いじめをしたとされる児童生徒から事実関係の聞き取りを行う。いじめが確認された場合、複数の教職員、さわやか相談員、スクールカウンセラー等により組織的に対応し、いじめをやめさせ、その再発を防止する対策をとる。
- (イ) 保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- (ウ) いじめをした児童生徒に、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体、財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させるようにする。
- (エ) 状況に応じて、いじめをした児童生徒を別室で指導する。
- (オ) いじめをした児童生徒が抱える状況や背景にも目を向け、当該児童生徒の健全な人格の形成に配慮するようにする。
- (カ) 個々の状況に応じた指導や警察との連携による対応も含め、毅然とした対応に

努める。

エ 周りではやし立てる児童生徒への指導

- (ア) はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。
- (イ) 被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

オ 見て見ぬふりをする児童生徒への指導

- (ア) いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。
- (イ) 傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気付かせる。

カ 学級集団全体への指導

- (ア) 話し合いなどを通して、いじめを考える。
- (イ) 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- (ウ) 見て見ぬふりをしないように指導する。
- (エ) いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- (オ) 道徳教育の充実を図る。
- (カ) 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- (キ) 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

キ ネット上のいじめへの対応

- (ア) ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直に削除する措置をとる。
- (イ) 必要に応じ、警察や法務局等と適切な連携を図る。

ク いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- (ア) いじめに係る行為が止んでいること

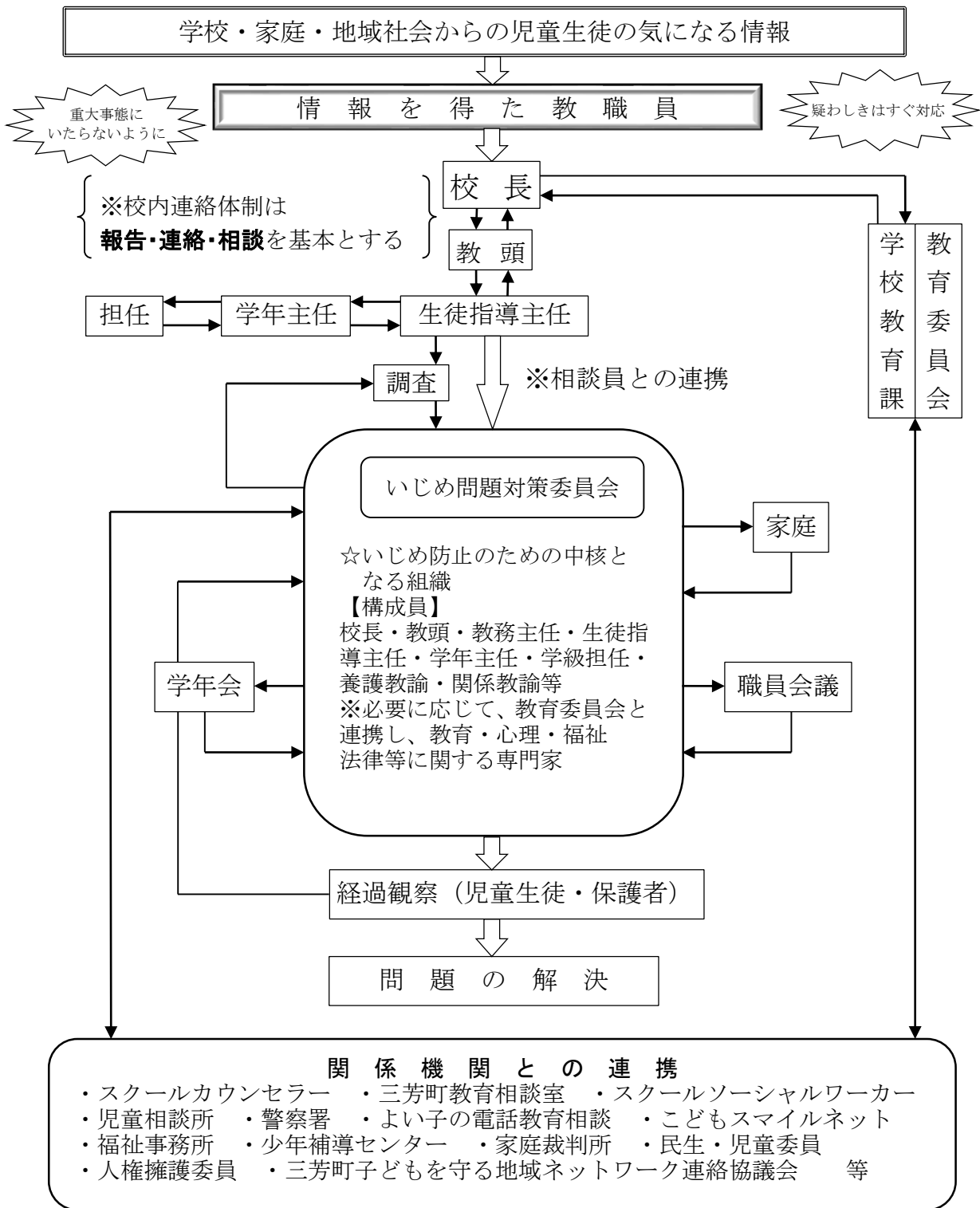
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、町又はいじめ問題対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(イ) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

【図2】三芳町学校いじめ対応マニュアル(全体図)



4 保護者の役割

(1) 規範意識の醸成

子どもがいじめを行うことのないよう、家庭で話し合い、子どもにいじめは許されない行為であることを十分に理解させるとともに、規範意識を養う指導に努める。

(2) いじめからの保護

日頃から子どもの変化に目を配り、子どもが被害を受けたときは、適切に保護する。

(3) 町や学校等が行ういじめ防止等の取組への協力

学校と家庭の連絡、相談を密にし、町や学校などが行う、いじめ防止等の取組に協力する。

5 児童等の役割

(1) いじめの禁止

いじめは、絶対に行わないことはもちろんのこと、いじめを発見したら、勇気をもって、そのことをまわりの大人に知らせるとともに、止めるよう努める。

(2) 望ましい人間関係の構築

自分自身や友達を大切にするとともに、互いの違いを認め、思いやり及び支え合える人間関係づくりに努める。

6 町民等の役割

(1) 社会全体での見守り

地域において児童等に対する見守り、声かけ等を行うとともに、児童等が心身ともに健全に安心して過ごすことができる環境づくりに努める。

(2) いじめの通報

いじめを発見し、又はいじめの疑いがあると認めた場合には、町及び町立学校に相談、通報又は情報提供をするなど、学校等が行ういじめの防止等の取組に協力するよう努める。

第3章 重大事態への対処

1 重大事態への対処の流れ

- (1) 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。
- (2) いじめにより重大な被害が生じたという申出が児童生徒や保護者からあったときは、学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものととして報告・調査等にあたる。

学校は、詳細な調査を行わなければ、事実の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断はしないこと。
- (3) 重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて町長へ事態発生について報告する。
- (4) 学校は、法第22条に基づく組織を母体とする調査組織を設置し、当該重大事態に関する調査を行う。(個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。)
- (5) 上記(4)の調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、学校としてすでに調査している事案であっても、重大事態となった時点で、当該学校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。(ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。)
- (6) 上記(4)の調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを調査対象となる児童生徒や保護者にあらかじめ説明しておく。
- (7) 上記(4)の調査を行った組織は、明らかになった事実関係をいじめられた児童生徒及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)
- (8) 上記(4)の調査結果を学校は教育委員会を通じて町長へ報告する。その際、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめられた児童生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- (9) 上記(8)の結果報告を受けた町長は、必要があると認めるときは、町長が設置した附属機関等により調査結果についての調査を行う。
- (10) 上記(9)の調査主体は、上記(9)の調査結果をいじめられた児童生徒及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過や結果を報告する。)
- (11) 町長は、自らの権限及び責任において当該重大事態への対処又は当該重大事態と同

様の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

- (12) 学校について上記(9)の調査を行ったときは、町長はその結果を議会に報告する。

2 学校による調査

(1) 重大事態の発生と調査

①重大事態とは

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

(ア) 児童生徒が自殺を企図した場合

(イ) 身体に重大な傷害を負った場合

(ウ) 金品等に重大な被害を被った場合

(エ) 精神性の疾患を発症した場合 等

イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。この点につき、小中学校におけるいじめの事案で被害児童生徒が学校を転学した場合は、転学に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ、児童生徒が欠席していないことから、不登校重大事態の定義には該当しないため詳細な調査を行わないなどといった対応がとられることがないよう留意する。

ウ その他の場合

児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合

この場合、児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していないいじめに関する極めて重要な情報である可能性があることを踏まえ、重大事態としての調査に当たる。申立てについて十分に調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言することはあってはならない。

②重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて町長へ、事態発生について報告する。

③調査の主体

教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするか判断する。

学校が主体となって調査を行う場合、教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。教育委員会が主体となって行う場合は、次の通りとする。

ア 学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ず

しも十分な結果を得られない場合

イ 学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合

④調査を行う組織

学校が組織した「いじめ問題対策委員会」又は町の「いじめ防止対策推進委員会」において調査を行う。

この組織の構成については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

⑤事実関係を明らかにするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、「いつ（いつ頃から）」・「誰から行われ」・「どのような態様であったか」・「いじめを生んだ背景事情」・「児童生徒の人間関係にどのような問題があったか」・「学校・教職員がどのように対応したか」などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から可能な限り聴き取った上で、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である

（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援する、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

⑥自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成27年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

ア 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

イ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

ウ 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

エ 詳しい調査を行うに当たり、教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。

オ 調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

カ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。

キ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

ク 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者は適切に対応する。

ケ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した

情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性が有ることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

また、「彩の国 生徒指導ハンドブック」の「Ⅱ 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。

⑦その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷付き、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がることもあり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合がある。学校の設置者及びその設置する学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

（2）調査結果の報告及び提供

①いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒や保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。また、学校が調査を行う際、当該学校の設置者は、情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

②調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は町長に報告する。町長は、その結果を議会に報告をする。

3 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

（1）再調査

重大事態の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大

事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という）を行うことができる。

再調査を行う機関は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）とし、当該調査の公平性・中立性を図る。構成員は、職能団体や大学、学会からの推薦等による、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等とする。

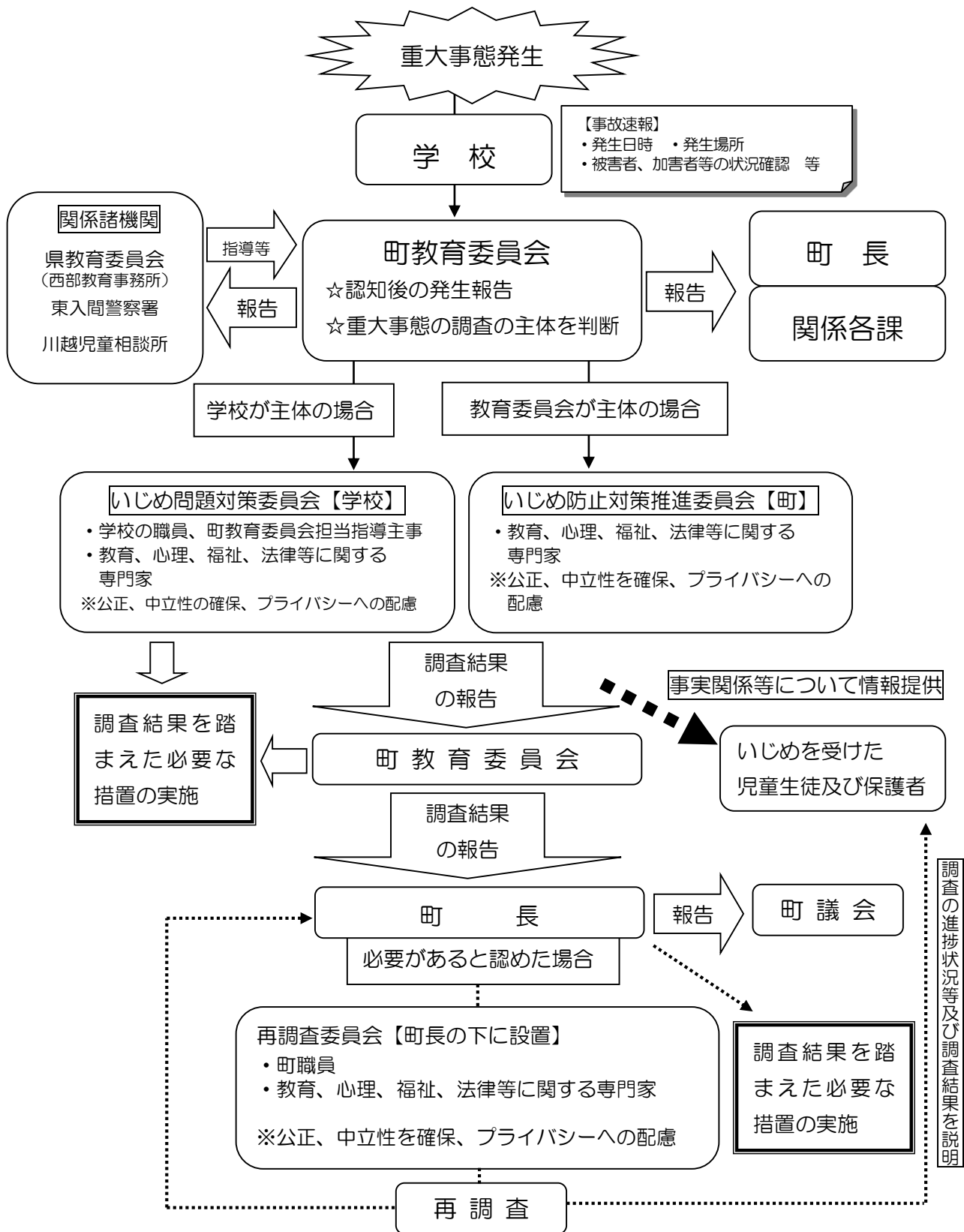
いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。（法第30条第5項）

三芳町小・中学校について再調査を行ったとき、町長はその結果を議会に報告する。（法第30条第3項）

【図3】重大事態への対処の流れ



第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

町は、法の施行状況や国及び県のいじめ防止基本方針の変更等を勘案して、連絡協議会において毎年度、町がいじめ防止基本方針にある各施策の効果を検証し、三芳町いじめ防止基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。加えて、町は、町立小中学校における学校いじめ防止基本方針について、それぞれの策定状況を確認し、公表する。

参考資料

学校いじめアンケート 児童生徒／保護者

(『彩の国生徒指導ハンドブック』H25.2 埼玉県教育委員会より)

小・中・高等学校向け

いじめの実態把握のためのアンケート (記名式・例)

()年()組()番 氏名()

このアンケートは皆さんが安心して学校生活を送れるようにすることを目的に行うものです。今の学校生活の状態について、自分の気持ちに一番近いものに○を付けてください。

	質問項目	1..まったくない(まったくあてはまらない) 2..ほとんどない(あまりあてはまらない) 3..どちらとも言えない 4..たまにある(たまにあてはまる) 5..よくある(よくあてはまる)
①	冷やかしゃからかい、悪口や脅しなどを言われることがある	1-2-3-4-5
②	クラスの集団に入れてもらえなかったり、大勢から無視をされたりすることがある	1-2-3-4-5
③	自分の持ち物が無くなったり、捨てられたり、わざと壊されたりすることがある	1-2-3-4-5
④	わざとぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりすることがある	1-2-3-4-5
⑤	お金を要求されたり、嫌なことを無理矢理やらされたりすることがある	1-2-3-4-5
⑥	朝、自分の机や椅子、持ち物などがいたずらされていないか心配で確認することがある	1-2-3-4-5
⑦	朝、宿題や提出物を集めるときに、いじわるをされることがある	1-2-3-4-5
⑧	授業中に間違ったり、つまずいたいりすると、バカにされたり、しらけるような態度をとられることがある	1-2-3-4-5
⑨	グループで学習するとき、机を離されたり、浮いていると感じることがある	1-2-3-4-5
⑩	給食の時間、机を離されたり、無視するような態度を取られることがある	1-2-3-4-5
⑪	休み時間に、教室に居づらくて職員室や保健室に行くことがある	1-2-3-4-5
⑫	休み時間に自分の悪口や陰口を聞くことがある	1-2-3-4-5
⑬	いじわるや嫌がらせが心配で、清掃場所に行きたくないときがある	1-2-3-4-5
⑭	帰りの会で、いじわるをされて、必要な連絡を伝えてもらえないことがある	1-2-3-4-5
⑮	下校中に、カバンをたくさん持たされたり、一方的に悪ふざけをされることがある	1-2-3-4-5
⑯	パソコンや携帯電話のサイトやメールに嫌なことを書き込まれたり送られたりすることがある	1-2-3-4-5
⑰	部活動、委員会活動での友人との関わりなどをつらいと感じることがある	1-2-3-4-5
⑱	学校には生活を共にするグループや、困ったときに相談にのってくれる友人がいる	1-2-3-4-5
⑲	学校には私を認めてくれる先生や、困ったときに相談にのってくれる先生がいる	1-2-3-4-5
⑳	いじめにあってつらい思いをしている友人がいる	1-2-3-4-5

学校生活についてのアンケート【保護者用・例】

このアンケートは皆さんのお子さんが、いじめがなく安心して学校生活を送れるようにすることを目的に行うものです。現在の状態に最も近いものに“○”を付けてください。また、兄弟姉妹がいる場合でも、それぞれのお子さんについて別々の用紙に御記入ください。

お子さんの学校生活で、以下の（例）のような困り事はありませんか？

（例）

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品を要求される。
- 金品を隠されたり、壊されたり、捨てられたりする。
- いやなこと、恥ずかしいことや危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

お子さん 小・中・高 ()年()組 性別()

質問項目		回答
①	うちの子供は学校で、ほかの子供から（例）のような事をされている。	はい いいえ わからない
②	うちの子供は学校で、ほかの子供に（例）のような事をしている。	はい いいえ わからない
③	うちの子供から学校で、（例）のような事を見たという話を聞いたことがある。	はい いいえ
④	うちの子供のまわりで、（例）のような事があるとほかの保護者や地域の方から聞いたことがある。	はい いいえ
⑤	家庭で、（例）のような問題について子供と話をすることがある。	はい いいえ

質問項目①～④で「はい」と回答した方は書ける範囲で、その内容を御記入ください。

※ 具体的な相談があれば、学校まで御連絡ください。

いじめ早期発見チェックリスト

(『彩の国生徒指導ハンドブック』H25.2 埼玉県教育委員会より)

【資料1】

家庭用いじめ発見チェックシート(詳細例)



<p>1 起床から登校前</p> <ul style="list-style-type: none">◇布団からなかなか出てこなかったり、具合が悪そうである◇けだるそうな、疲れた表情である◇いつもと違って朝食を食べようとししない◇ぼんやりしたり、ふさぎこんでいたりする◇学校に行くのを渋ったり、登校班の集合場所に行きたがらない
<p>2 登校中</p> <ul style="list-style-type: none">◇友達の荷物を持たされている◇一人で登校するようになる◇遠回りして登校している◇途中で家に戻ってくる
<p>3 帰宅時</p> <ul style="list-style-type: none">◇理由のはっきりしない服の汚れ、破れやボタンのほつれがある◇あざや擦り傷があってもその理由を言わない◇自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない◇いつもより帰宅が遅い◇自転車や持ち物等が壊されている◇学校の話をしなくなる◇外出したまらない◇プリントが破れている、道具や持ち物に落書きがある
<p>4 夕食時から就寝まで</p> <ul style="list-style-type: none">◇食欲がない◇特定の友達に対する言葉遣いが不自然にしていねいである◇友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする◇お金の使い方が荒くなったり、無断で持ち出すようになる◇部屋にある持ち物や学用品がなくなっていく◇買い与えた覚えのない品物を持っている◇メールをこそこそ見る、鳴っている携帯電話に出たがらない◇部屋に閉じこもりがちで、好きな趣味などにも興じなくなる◇家族の者と話をしなくなる◇いじめの話をするると強く否定する◇弟や妹をいじめるなど、急に乱暴になったり情緒不安定になる◇疲れた様子であったり、なかなか寝つけなかったりしている◇普段より暗かったり、逆に明るく演じたりする感じがする

相談窓口一覧

- 三芳町教育委員会 学校教育課 電話049-258-0019 (内線 522・523)
- 三芳町教育相談室 電話049-258-8191 (月～金 9:00～16:30)
- 三芳町子ども支援課 電話049-258-0019 (内線 242～244)
- よい子の電話教育相談【毎日24時間対応】 埼玉県立総合教育センター
電話(子ども)0120-86-3192 または #7300
(保護者)048-556-0874 Eメール相談 soudan@spec.ed.jp
- 埼玉県警察少年サポートセンター
(保護者)電話048-865-4152 (月～土 8:30～17:15 祝日、年末年始を除く)
ヤングテレホンコーナー 電話048-861-1152
(月～土 8:30～17:15 祝日、年末年始を除く)
- 少年サポートセンター川越相談室 電話049-239-6598 (月・木 9:00～16:00)
- 川越児童相談所 電話049-223-4152
- 所沢児童相談所 電話04-2992-4152
- 子どもの人権110番 (月～金 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15)
電話0120-007-110
- 子どもスマイルネット (祝日・年末年始を除く毎日 10:30～18:00)
電話048-822-7007
- さいたまチャイルドライン (年末年始を除く毎日 16:00～21:00)
18歳以下の子ども専用 0120-99-7777
- 埼玉いのちの電話 (24時間365日対応)
電話048-645-4343
- 埼玉県こころの電話 [精神保健やこころの悩みに関する相談] (土・日・祝日・年末年始を除く平日 9:00～17:00)
電話 048-723-1447
- 日本データ通信協会迷惑メール相談センター <http://www.dekyo.or.jp/soudan>